

単一ユーロ決済圏（SEPA）の形成に関する一考察*

中島 真志

1. はじめに

1999年1月に、欧州単一通貨「ユーロ」が導入されてから、すでに10年以上が経過した。しかし、欧州の「金融統合」は未だ道半ばであり、まだ多くの課題や問題点を残している。

金融統合の度合いは、金融取引のマーケットごとに異なっており、短期金融市场（マネー・マーケット）やデリバティブ市場については比較的統合が進んでいるものとされており、また国債・社債などの債券市場がこれに次いでいるものとされている。一方、株式市場については、依然として各国ごとの証券取引所で取引が行われ、国ごとに別々に証券決済が行われており、「欧州単一資本市場」の実現からはほど遠い状況にある。

資金決済の面についてみても、インターバンクの資金決済などを行う「大口決済」については、ユーロの導入とともに、各国のRTGSシステムをリンクした「TARGET」が導入され、ユーロのクロスボーダー決済が可能となった。また、各国の決済システムを結んだ「分散構造」であったTARGETは、2007～2008年にかけて、単一の共通プラットフォーム（SSP：Single Shared Platform）による「TARGET 2」に移行され、ユーロ通貨圏全体が単一の資金決済システムによってカバーされる形で金融統合が進んでいる。

一方で、遅れをみせているのが、個人や企

業などの比較的小額の決済を行う「リテール決済」（小口決済）である。リテール決済については、依然として各国ごとの小口決済システムによって決済が行われ、カード決済についても、各国ごとのカード・スキームによって行われている。このように、リテール決済については、事実上、国ごとに市場が分断されているのが現状であり、個人や企業は、せっかく単一通貨ユーロを導入したメリットが十分に享受できない状態となっている。

こうした状況に対して、ユーロ圏全域を1つのリテール決済圏として統合しようとする試みが行われている。これが、「単一ユーロ決済圏」（SEPA：Single Euro Payments Area）である。SEPAは、個人や企業が、ユーロ圏の全域にわたって、ユーロの資金移動を迅速・安価・安全に行えるようにし、ユーロ導入のメリットをフルに享受することを目指したものである。

SEPAは、2000年に策定された「リストラン・アジェンダ¹⁾」に基づいて、2002年にプロジェクトがスタートしており、2010年を目標年次として、「統合された決済市場」（integrated payments market）であるSEPA（単一ユーロ決済圏）を構築することを目指している。SEPAが実現すれば、すべてのユーロ建てのリテール取引について、EU域内のクロスボーダー決済と国内決済の差異がなくなることになる。

* 本稿の作成にあたっては、廣池学事振興基金の特別研究助成を受けたことを記し、謝意を表したい。

1) EUの産業競争力を2010年までに世界で最も優位な地域にすることを目的とした長期戦略。

2. 単一ユーロ決済圏(SEPA)とは

(1) SEPA の概要

SEPA は、ユーロ圏におけるすべてのリテール決済が、(クロスボーダー決済であっても)「国内決済」(domestic payment)として行われるようにし、「統合された決済サービス市場」の実現を目指すものであり、これによって、企業や個人は、欧洲通貨統合(ユーロの導入)によるメリットをフルに享受することができるものとされている。「現金決済」(cash payment)については、すでに2002年1月にユーロの現金(銀行券、硬貨)が導入されており、ユーロ圏全域で「1つの財布からの支払」(payments from a single purse)が実現している。このためSEPAが対象としているのは、送金、引落し、カード支払など、国ごとにバラバラの形で行われている「非現金決済」(non-cash payment)である。

つまり、SEPAは、ユーロ圏内であれば、国境を越えた決済であっても、1つの通貨圏における決済として、同じ国の中での決済と、同じ条件(手数料や口座入金までの時間など)で行われるようにすることを目指したものである。具体的には、フランスからドイツへの送金や、イタリア企業によるスペイン所在の銀行口座からの自動引落しが、国内での送金・引落しと同じようにできるようにすることを目指している。こうした状況が実現すれば、個人や企業は、ユーロ圏内の1つの銀行に口座を持てば、そこからユーロ圏全域にわたって送金や自動引落しができるようになる。

ユーロ圏の現状は、日本に喻えてみれば、東京から大阪へ送金しようとすると都内での送金に比べて時間がかかったり、東京の企業は九州の顧客の口座からは自動引落しができないといった状況になっているものと言うことになる。

とができる。こうした状況を想定すると、その障害を取り除くメリットの大きさを実感することができよう。

しかし、「言うは易く行なうは難し」であり、すべてのユーロ圏でのリテール決済を国内決済と同じ利便性とコストで行えるようにするためにには、技術的(technical)、法的(legal)、商慣行(commercial)などの障壁(barrier)を取り除き、またそのためのインフラの整備を行っていく必要がある。このため、一挙に導入できるような性格のものではなく、実現までには、息の長い取り組みが必要である。また、銀行業界の対応だけではなく、企業、公的機関、個人などの最終利用者(final user)の支払慣行を変えていくことも必要である。こうした関係者の広がりや複雑さからみて、SEPAは、①各國通貨からユーロへの移行プロジェクトや、②ユーロ現金の導入プロジェクト、などに匹敵する一大プロジェクトであるものとみられている²⁾。

(2) SEPA の対象

① SEPA の対象国

SEPA プロジェクトが対象とする国は、全部で31カ国にのぼっており、これらは、「SEPA 対象国」(SEPA Countries)と呼ばれている。内訳は、EU の加盟国27カ国(うちユーロ導入済みは16カ国)と EU の域外国4カ国(スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー)である。

② SEPA の3つの支払手段

SEPA が対象とする支払手段は、「現金以外のユーロの支払」(non-cash euro payment)である。上記の対象国には、ユーロを導入していない国も含まれているが、対象はあくまでも「ユーロによる決済」である。

具体的には、単一通貨ユーロによる「送

2) ECBの「第4次プログレス・レポート」(2006年2月)による。

金」（credit transfer）、「自動引落し」（direct debit）、「カード支払」（card payment）の3つを対象としている。これらの詳細については、3.～5.で後述する。

（3）SEPA の推進主体

SEPA プロジェクトには、以下のように公的当局、銀行界、決済インフラ、企業サイドなどが幅広く参加している。

① 公的当局

SEPA プロジェクトを推進している公的当局は、「ユーロシステム」（Eurosysterm）と「欧州委員会」（European Commission）の2つである。

前者の「ユーロシステム」とは、ECB（欧州中央銀行）とユーロ圏の各国中央銀行（現在16行）を含んだ概念であり、事実上は、ECB が主導しているとみることができる³⁾。ユーロシステム（≒ECB）では、自らを SEPA プロジェクトの「推進役」（catalyst）と呼んでいる。

一方、後者の「欧州委員会」は、EU の政策執行機関であり、行政当局である。両者は、SEPA プロジェクトの進捗状況のモニタリング⁴⁾ や推進に向けた働きかけなどを行っており、共同でプレスリリースを出すなどして協力体制にある。

② 銀 行 界

欧州の銀行界では、SEPA の実現に向けて、2002年に「欧州決済協議会」（EPC：European Payments Council）を結成した⁵⁾。

EPCは、決済サービスに関する EU 銀行界の「自主規制組織」（self-regulatory body）である。EPCは、銀行界の「意見調整の場」（coordination body）であるとともに、SEPA についての戦略、ルールブック、ガイドラインなどを決める「意思決定主体」（decision-making body）となっており、SEPA 導入に向けた中心的な役割（leading role）を担う推進団体となっている⁶⁾。EPCには、3つの銀行協会⁷⁾の代表、ユーロ決済を手がけるユーロ銀行協会（EBA）、欧州の有力行など、74のメンバーが参加している（2009年6月末）。

EPC では、「SEPA 送金」（SEPA credit transfer）と「SEPA 自動引落し」（SEPA direct debit）の2つの決済スキームについて、すでに「ルールブック」を作成している。また、「SEPA カード決済」（SEPA card payment）についても、「フレームワーク」を作成している。

送金と自動引落しについては、「置き換え戦略」（replacement strategy）を採用しており、既存の決済の仕組みを「新しい共通スキーム」（new scheme）に置き換えていく方針である。これは送金等については、各国ごとに別々のスキーム（national instrument）が利用されており、それらの調整を行って一本化することは困難であることから、新しい共通スキームを作り、各国がそれに移行していくことにしたものである。

一方、カード決済については、「適応戦略」（adaptation strategy）が選択されており、各国の既存スキームを新たなビジネスや技術

3) ECBでは、すでに1999年9月の時点で「クロスボーダーのリテール決済サービスの改善に向けて」というレポートを公表して、銀行界に7つの目標を提示し、改善を求めていた。ただし、この時点では、送金が主たるテーマとなっていた。SEPAには、自動引落しやカード決済が含まれており、より広範な分野が対象となっている。

4) ユーロシステム（ECB）では、SEPA の進捗状況に関する「プログレス・レポート」を数次にわたって公表している（参考文献を参照）。最新のものとしては、2008年11月に「第6次プログレス・レポート」が出されている。

5) EPCでは、2002年5月に「ユーロランド：我々の単一決済圏」と題するホワイト・ペーパーを公表し、2010年末までに SEPA 構築を達成することを宣言した。

6) しばしば、「SEPA という飛行機の操縦席に座っているのは、EPC である」（ECB幹部）といった言い方がなされる。

7) 欧州銀行協会（EBF）、欧州貯蓄銀行協会（ESBG）、欧州協同組織銀行協会（EACB）の3つ。

の標準的な手法に適合させていくという方針をとっている。

③ 決済インフラ運営者

決済インフラの運営者として、SEPA 対応の中心となっているのは、「ユーロ銀行協会」(EBA) と「欧州 ACH 協会」(EACHA) である。

「EBA」(Euro Banking Association) は、EURO 1、STEP 1、STEP 2 といった欧州全域を対象としたユーロの決済システムの運営主体であり、主としてクロスボーダーのユーロ決済を取り扱っている。

一方「EACHA⁸⁾」は、欧州16カ国の中小口決済システム (ACH : Automated Clearing House) がメンバーとして参加している協会であり、ACH 間で相互接続を行うためのガイドラインを作成している。

④ 企業サイド

企業サイドで、SEPA プロジェクトに中心的に参画しているのは「欧州企業財務担当者協会」(EACT⁹⁾) である。EACT は、欧州16カ国の4,500社以上の企業の財務・経理担当者が参加する EU ベースの組織であり、SEPA を利用することにより、企業間の送金処理の完全な STP 化 (end-to-end STP) を進めることを目的としている。

⑤ 各国コミュニティ

SEPA の対象国には、国ごとに、関係者（銀行、企業、公的機関など）を集めて、「SEPA 対応国内委員会」(national SEPA migration committee) または「SEPA フォーラム」(SEPA Forum) と呼ばれる組織が設立されている。通常、その国の中央銀行と有力銀行が共同議長となっており、その国の SEPA 対応方針の策定や SEPA への移行計画作りを進めている。

(4) SEPA の特徴

SEPA プロジェクトには、いくつかの特徴がみられる。

① ユーロ全域のアクセス可能性

第1に、SEPA のスキームを、ユーロ圏の全域において利用可能とすることを強調している点である。すなわち、一部の国だけで利用できる（または一部の国では利用できない）という状況は望ましくなく、あくまでユーロ通貨圏が全体として1つの決済圏 (single payment area) となることを目指しているということである。これを「ユーロ全域のアクセス可能性」(SEPA-wide reachability) と呼んでいる。

② 国内部分も含めた統一化

第2に、SEPA は、クロスボーダー決済のみを対象としてスキームの統一化を図ろうとしているのではない。SEPA は、「1つの通貨に1つの支払手段」(one currency, one payment instrument) を目指すものである。つまり、SEPA は、クロスボーダーの決済部分のみならず、大部分を占める国内決済部分についても統一的なスキームに移行することを目指している。

別の言い方をすると、ユーロ圏内において、「国内取引」(national payment) と「クロスボーダー取引」(cross-border payment) との区別をなくす (no distinction) ことを目指しているプロジェクトである。国内部分も含めてすべて新スキームに移行させようという意味では、かなり野心的なプロジェクト (ambitious project) であると言うことができる。

③ 民間主導のプロジェクト

第3に、SEPA は、欧州委員会や ECB などの公的当局が、プロジェクトの「促進役」

8) European Automated Clearing House Associationの略。

9) European Associations of Corporate Treasurers の略。

(facilitator) として一定の役割は果たすものの、基本的には、欧州決済協議会（EPC）という民間主体がプロジェクトの推進主体となっている。つまり、公的当局が法律や規制などによって SEPA の義務付けを行うのではなく、民間主体が自主的な取り組みを行う「マーケット主導型のプロジェクト」(market-driven project) として進められている点が特徴である。ただし、後述のように、こうしたアプローチによる限界もみられている。

④ スキームと提供者の分離

第4に、SEPA では、決済方法、メッセージ標準などの「共通ルール」を定めるのみであり、どのサービス提供者（決済インフラ等）がそのスキームを採用した決済サービスを提供するかについては、一切関与しない（マーケットに任せる）という「スキームと提供者の分離」(separation of scheme and infrastructure) の方針をとっている点が特徴である。ただし、2010年末までには、すべてのインフラが、SEPA 対応のサービスを提供できるようにすべきであるとしている¹⁰⁾。

⑤ 競争の推進

第5に、「競争の促進」が強調されている点である。SEPA のアプローチは、より競争的な環境を実現することにより、少数のインフラが決済サービスを独占・寡占するよりも、イノベーションが促進され、より良いサービスが、より安価に提供され、リテール決済サービスの利用者（企業、公的機関、個人）

にとってはメリットが大きいという考え方によつて裏打ちされている。上記の「スキームと提供者の分離」も、こうした思想の現れである。

⑥ 標準化の推進

第6に、業務処理の STP 化を進めるため、「標準化」(standardisation) を強調している点である。SEPA で用いられる銀行間の支払指図などの決済メッセージは、「ISO 20022¹¹⁾」という国際標準に準拠して開発され、「XML¹²⁾」という言語によって記述されたものとなっている。ISO20022 と XML による SEPA 用のメッセージ標準は、「SEPA データ・フォーマット」(SEPA Data Format) と呼ばれている。

⑦ 決済サービス指令

第7に、法律的には、EU の「決済サービス指令」(PSD : Payment Services Directive) が裏づけとなっている点である。PSD は、2007年11月に成立したリテール決済サービスを規律する EU レベルの指令である¹³⁾。PSD は、「決済サービス業者」(payment services provider) と利用者（企業や個人）との間の権利義務関係を定めるリテール決済法制となっている。従来、各国ごとの法制の違いが障壁となって、リテール決済サービス市場が分断されていた状況を改善するために、EU 全域にわたる法的な枠組みが構築されたものである。EU 各国では、2009年11月1日までに、PSD を国内法化することが求められている¹⁴⁾。

10) ただし、このことは、必ずしも、旧スキームによるサービスを止めなければいけないことを意味するものではない。

11) 「ISO 20022」は、金融業務で利用される通信メッセージを標準化するための統合的な枠組みである。ISO が2004年に制定した国際規格であり、通称「UNIFI」(Universal Financial Industry message scheme) とも呼ばれる。

12) 「XML」(eXtensible Markup Language) とは、一般に「拡張可能なマークアップ言語」と訳され、文書やデータの意味や構造を記述するためのマークアップ言語である。

13) PSD では、従来型の銀行等に加えて、ノンバンクの「決済サービス機関」(payment institution) という新たな業者概念を導入しているのが特徴である。決済サービス機関は、銀行などとともに「決済サービス業者」(payment services provider) の一部を構成する。

14) 2009年3月には、英国が PSD を国内法化した最初の国となった。

(5) SEPA のフェーズ

SEPA は、以下のように 3 つのフェーズで進められてきている。これは、あくまでも「当初の予定」である。

① デザイン・フェーズ

第 1 のフェーズは、「デザイン・フェーズ」とされ、2004 年 1 月から 2006 年 6 月までの 2 年半であった。この間には、新しい送金と自動引落しのスキームとカードのフレームワークを設計 (design) することとされた。

② 実施フェーズ

第 2 のフェーズは、「実施フェーズ」(implementation phase) とされ、2006 年 6 月から 2007 年末までの 1 年半であった。この段階は、SEPA の新しいスキームを導入するための準備、テストなどに当てるものとされた。

③ 移行フェーズ

第 3 のフェーズは、「移行フェーズ」(migration phase) とされ、2008 年 1 月から 2010 年末までの 3 年間である。この段階では、SEPA の新しいスキーム (new SEPA

scheme) が導入されるが、旧スキーム (old national scheme) も引き続き使われており、両方のスキームが共存することになる。そして、徐々に SEPA スキームへの移行 (置き換え) を進め、2010 年末までに、リテール決済の大部分 (critical mass¹⁵⁾) を SEPA スキームへ移行することを目的としている。移行フェーズの終了後 (2010 年末以降) は、旧スキームを使うことはできなくなる。

現在は、すでに最終フェーズの半ばに達している。ただし、これまでのところ、SEPA への移行は、当初見込んでいたよりもかなり遅れが目立っており、当初予定通りに 2010 年末までに、市場の大部分が SEPA スキームに移行することは事実上困難とみられている。

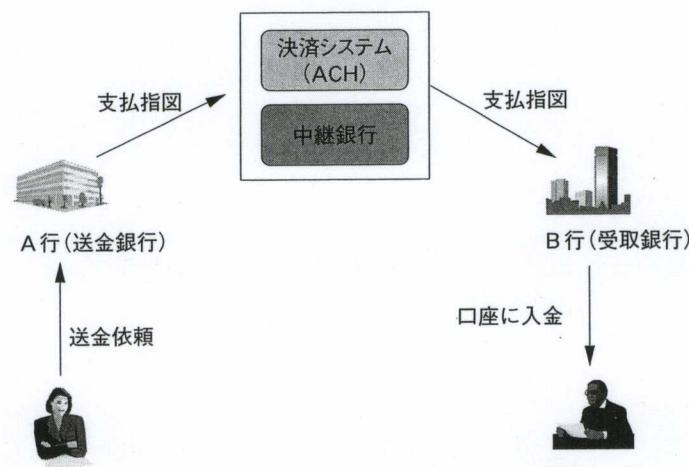
以下、こうした事情につき、SEPA の 3 つのエリアごとに、詳しくみていくこととする。

3. SEPA 送金 (SCT)

(1) SEPA 送金 (SCT) の概要

「SEPA 送金」(SCT : SEPA Credit Transfer) は、SEPA 用の「順送金¹⁶⁾」(credit

図 1 順送金の仕組み



出所：筆者作成

15) 「critical mass」については、特に厳密な定義はなされていない。

16) 債務者が債権者に送金すること。

transfer) のインターバンクでの決済スキームである（図1を参照）。送金人（originator）Xが取引先のA行（送金銀行（originator bank））に送金を依頼し、A行では、受取人（beneficiary）が口座を有するB行（受取銀行（beneficiary bank））に対して、直接、または中継銀行や決済システムを通じて、支払指図を送る。B行では、これを受けて受取人Yの口座に入金を行う。

こうした順送金は、国内決済の場合には、各国のACHを通じて行われているし、またクロスボーダーの場合には、お互いに契約を結んだ「コルレス銀行」を通じて行われるのが一般的である。

SCTでは、送金に関するインターバンクの決済ルールについて、共通のサービス・レベルと入金までに要する時間などの条件を定めている。SCTスキームの特徴は、以下のとおりである。

- ① 送金人は、ユーロ圏内のどの銀行の、どの口座にも、送金¹⁷⁾を行うことができる。
- ② 受取人の口座には、常に送金人が取り組んだ「送金額の全額」（full original amount）が入金される¹⁸⁾。
- ③ 送金額には、特に制限は設けない（no limit）。
- ④ 受取口座への入金は、3日以内に行う¹⁹⁾（maximum settlement time）。
- ⑤ スキームは、それを処理するインフ

ラとは無関係である。

- ⑥ 口座の特定には、「国際銀行口座番号」（IBAN：International Bank Account Number）と「銀行識別コード」（BIC：Bank Identifier Code）を用いる。
- ⑦ 140文字（character）の決済関連情報（remittance information）を支払指図に添付することができる。
- ⑧ 通信メッセージは、ISO 20022に準拠したXMLベースのものを用いる²⁰⁾。

(2) SEPA送金（SCT）の導入に向けた動き

① SEPA送金（SCT）の利用開始

SCTについては、前述の「欧洲決済協議会」（EPC）がルールブックを作成し、それに基づいて、実際のSCTの利用が2008年1月から開始された²¹⁾。これは、各国の旧スキームと並存する形で導入されたものであり、新スキームの利用はあくまでもオプションである。

EPCでは、SCTの導入前に欧洲の約4,300行との間で、SEPAスキームによる受信・送信が可能であることについての確認書にサインを行った²²⁾。これらの銀行は、EU域内のトラフィックの95%を占めるものとされた。SCTの利用が開始された1月28日には、ECB、欧洲委員会などの首脳が集まって、SEPAのスタートを祝う式典を行った。

17) 「1件ごとの送金」（single payment）と、給与振込などの「大量の送金」（bulk payment）の両方を含む。

18) これは、中継銀行や受取銀行が、送金額からの手数料の差し引きは行わないこと（no deduction）を意味する。

19) ただし、決済サービス指令（PSD）では、2012年までには、送金が取り組みの翌日（D+1）までに受取人の口座に入金されるようにすべきであると定めている。

20) ISO 20022とXMLベースの通信メッセージは、銀行間では利用が必須（mandatory）とされている。また、銀行—顧客間の通信メッセージについても、その利用が推奨されている。

21) この時点では、大部分の銀行については、SEPA送金の取組みと受取の両方ができるようにすべきとされたが、中小銀行については、SEPA送金の受取のみができるようにすべきであり、送金の取組みについては、その後に追って対応を行うべきとされた（EPCの見解）。

22) 2009年3月時点ではサインを行った銀行は、約4,500行に上っており、これらの銀行の決済ボリュームのカバレッジは99%に達しているものとされる。

② スタート後の状況

このように順調なスタートを切ったかのように見えたSEPA送金(SCT)であったが、導入後1年半を経過した時点でもSCTの利用はかなり限定的なものに止まっている。因みにECBが作成した「SCT指標²³⁾」(Euro area SCT indicator)によると、SCTの利用は、ACHにおけるメッセージ数でみて4.2%に過ぎない(2009年6月時点)。普及は遅々として進んでいないといつてもよい状況にある。

このようにSCTの利用が進んでいない理由としては、以下のような要因を挙げることができる。

(a) SEPAの枠組みの問題

SEPAプロジェクトは、「リスボン・アジェンダ」の一環として導入されたことからも分かるように、銀行界やユーザーの切実なニーズによるものというよりは、EUの競争力を高めるためという政治的な狙いによって出てきたものであり、一般には「政治主導のプロジェクト」(policy-maker-driven initiative)であると認識されている。

また、これまで業界が自主的に導入を進めるという「自主規制アプローチ」(self-regulation approach)をとっており、個別金融機関に対する義務付けや、それまでに対応しなければペナルティが科されるといった明確なデッドラインは、設けられていない²⁴⁾。このため、SCTの利用は基本的に任意であって、強制力のないスキームとなっており、そこに一つの限界が生じている。

(b) 国内ACHの存在

SEPAは、前述のように「1つの通貨に1つの支払手段」を目指すものである。このた

め、SCTは、クロスボーダーの送金部分(全体の2%程度とみられる)のみならず、大部分を占める国内決済部分についても新しいスキームに移行することを目指している。

しかし、国内部分については、各国の小口決済システムであるACH²⁵⁾が、それなりに安価で効率的な決済サービスをすでに提供している。ACHの多くは、旧スキームのほか、SCTにも対応できるようになっているが、個別行サイドには、国内決済部分について、わざわざ新しいSCTのスキームに移行するというインセンティブはない。したがって、これまでのところSCTが利用されているのは、ほとんどがクロスボーダー部分となっている²⁶⁾。各国ACHが旧スキームの廃止を打ち出さない限り、ボリュームの大きな国内決済部分をSCTに移行させていくことは困難とみられる。

(c) 顧客サイドの理由

上述のように、SCTでは「銀行識別コード」(BIC)と「国際銀行口座番号」(IBAN)の利用が義務付けられている。このため、企業では、相手先企業のIBANとその取引先銀行のBICを知らないとSCTにより送金を行なうことはできない。しかしながら、膨大な数の取引先を抱える大手企業では、すべての取引先のBICとIBANのリスト(データベース)を整備するためには、相当の時間とコストを要することになり、ここが企業サイドでの一つのネックとなっている。

また、公的機関(public administration)は、公務員の給与、年金の支払、公共事業の支払、税金の納付など、送金においては大きなウェイトを占めるが、これらの先ではシステム対応が手付かずであること等から、従来

23) ECBがACHからのデータに基づいて算出しているもので、ACHにおけるすべての支払指図に占めるSCTのシェアを表す。このため、コルレス銀行を通じた送金やバイラテラルな決済、同一銀行内での振替(on-us transaction)などは含まれていない。

24) 前述した「2010年までにSEPAを構築する」というのは、あくまでも「目標」である。

25) なお、最近ユーロ圏では、ACHのことを「CSM」(Clearing and Settlement Mechanism)と呼ぶようになっている。これは、ACHには、ドメスティックな組織のニュアンスがあることによるものである。

26) 「第6次プログレス・レポート」(2008年11月、ECB)による。

単一ユーロ決済圏（SEPA）の形成に関する一考察

方式での支払いを継続している先が太宗を占めている。

このように、企業、公的機関などの最終ユーザーが、総じて模様眺め（wait and see）の慎重なスタンス（cautious approach）に止まっていることも、SCTによる支払いが進まない要因として挙げられる。

(d) 銀行のシステム対応が不十分

SCTスキームでは、前述のように「ISO 20022」の国際標準に基づいた「XLM」ベースのメッセージを利用している。このため、銀行は、こうした新しいメッセージに対応できるシステムを構築しなければ、こうした送金メッセージを取り扱うことはできない。EUの大手行100行程度は、こうした新メッセージに対応したシステム（「SEPA エンジン」と呼ばれる）を構築しているが、それ以外の中堅・中小行では、大手行のサービスを利用するにより、なんとか SEPA 対応を済ませている（SCT の受送信ができるようになっている）のが実情であり、SCT の処理には人手の介入（manual intervention）が必要となっている。こうした先では、自分から積極的に SCT スキームでの送金を行おう

とするインセンティブには欠けるのは当然のことと言えよう。つまり、EU の多くの銀行では、SCT による送金の取組み・受入れは、「一応は可能」となっているが、メインの送金手段とはなっていないのである。

このように SCT スキームは、さまざまな要因から、鳴り物入りで導入した割には、利用が広がっていないのが実情である。一部には「今は立ち上がりの時期にあたり、普及は時間の問題」（EBA）といった楽観的な見方もあるが、上記のような要因が改善されない限り、利用率の大幅な向上は難しいとの慎重な見方が多い。

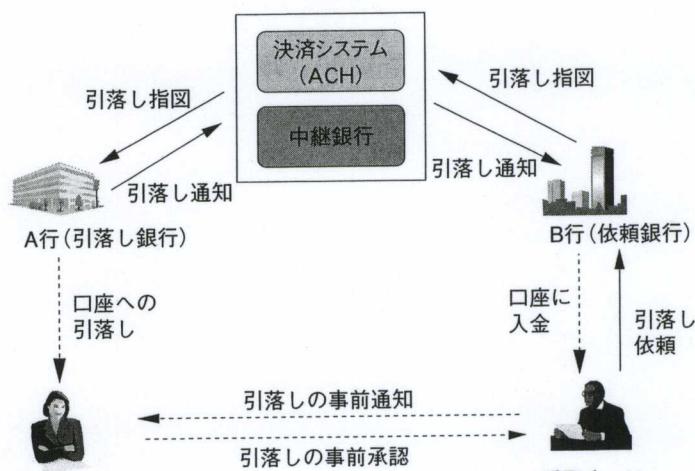
4. SEPA 自動引落し（SDD）

(1) SEPA 自動引落し（SDD）の概要

「SEPA 自動引落し」（SDD : SEPA Direct Debit）は、SEPA 用の「逆送金²⁷⁾」（direct debit）のインターバンクでの決済スキームである（図 2 を参照）。

逆送金では、順送金とは異なり、受取人（creditor）Y が、支払人（debtor）X の口

図2 逆送金の仕組み



出所：筆者作成

27) 債権者が債務者から代金を取り立てる方法。

座を引落して、その金額を自分の口座に入金するように、取引先のB行（依頼銀行〈creditor bank〉）に依頼する。B行では、支払人Xが口座を有するA行（引落し銀行〈debtor bank〉）に対して、引落し指図（direct debit instruction）を送る。これを受けたA行では、支払人Xの口座を引落して、B行にその金額を送り、B行では受取人Yの口座に入金を行う。

自動引落しは、公共料金（水道、ガス、電気）や電話代の支払など、毎月繰り返される「定期的な引落し」（recurring payment）にしばしば用いられる²⁸⁾。これによって、消費者は、毎月の支払に煩わされずに済むし、企業側でも料金の徴収を効率的に行うことができる。通常、支払人は、受取人（および引落し銀行）に対して、予め引落し請求に対する「事前承認」（mandate）を提出しておくことが必要である（紙ベースまたは電子ベース²⁹⁾による）。

こうした自動引落しは、これまでには「ナショナル・レベル」（同一国の銀行同士）でのみ可能となっており、国境を越えて自動引落しを行うことはできなかった³⁰⁾。SDDは、「EU レベル」においても、国内と同様に自動引落しを可能とするためのスキームであり、共通のサービス・レベルとビジネスモデルを定めている。

EPCでは、支払人が消費者である場合の「コア SDD スキーム」（SEPA Core Direct Debit Scheme）と企業間（B2B）の決済で引落しが使われる場合の「B2B の SDD スキーム」（SEPA Business to Business Direct Debit Scheme）の2つを定めている³¹⁾。SDDスキームの特徴は、以下のとおりである。

る。

- ① 受取人は、ユーロ圏内のどの銀行、どの口座に対しても、自動引落しを行うことができる。
- ② 定期的な引落しと1回限りの引落しの両方に利用できる。
- ③ 引落し日（due date）を正確に指定できる。
- ④ 受取人は、引落し日の14日前までに、支払人に對して引落しの事前通知（pre-notification）を送ることとする。
- ⑤ 決済システム（ACH）に対する引落し指図は、第1回目の引落しについては引落し日より5日以上前に、2回目（定期的な引落し）以降については、2日以上前に送られることが必要である。
- ⑥ スキームは、それを処理するインフラとは無関係である。
- ⑦ 口座の特定には、「国際銀行口座番号」（IBAN）と「銀行識別コード」（BIC）を用いることとする。

(2) SEPA 自動引落し（SDD）の導入に向けた課題

① 導入スケジュール

SDDは、当初はSEPA送金（SCT）とともに、2008年1月に導入される予定であった。しかし、裏付けとなる「決済サービス指令」（PSD）の成立が2007年11月にずれ込んだこと（当初予定より約2年の遅れ）から、EPCでは導入予定を延期した。現状では、PSD

28) このほかに、「1回限りの引落し」（one-off payment）に用いることも可能である。

29) 電子ベースによる承認は、「電子承認」（e-mandate）と呼ばれる。

30) このため、たとえばドイツの企業のサービスを受けているフランスの消費者が、自動引落しによって支払を行うためには、ドイツにそのための銀行口座を開設する必要があった。

31) ①コア SDD スキームの方が、返金（refund）など消費者（支払人）の権利を強く認めていること、②B2Bスキームでは、支払銀行に対して、事前承認がなされていることの確認や支払人の意思確認を義務付けている点、などが差異となっている。

単一ユーロ決済圏（SEPA）の形成に関する一考察

の国内法化の期限である2009年11月1日の導入が目標とされている³²⁾。

② 手数料に関するEU規制

EUでは、2001年に「ユーロのクロスボーダー送金に関する規制」(Regulation No. 2560/2001)が導入され、EU域内他国向けのユーロ建ての小口送金³³⁾(順送金)について、手数料を国内送金と同じ料金にすることが義務付けられている。

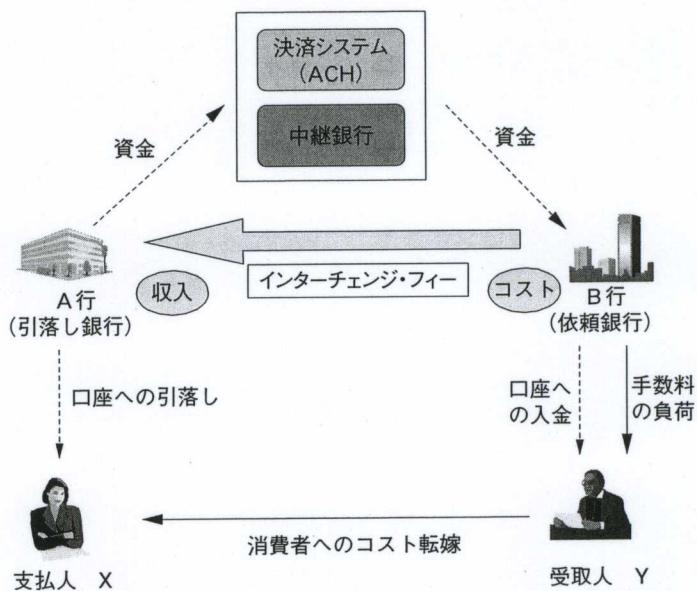
2008年10月には、この規制の対象を逆送金(direct debit)にも拡大する見直し案が出されており、これが承認されると、2009年11月1日以降、5万ユーロ以下の逆送金についても、EU内のクロスボーダーでの自動引落しと国内での自動引落しの手数料を同一にすることが必要となる。つまり、この同一料金規制のもとで、SDDが導入されることになる。

③ インターチェンジ・フィーの問題

SDDについては、「インターチェンジ・フィー」(MIF : Multilateral Interchange Fee)の取扱いが最大の不透明要因となっている。

MIFとは、自動引落しにおいて、依頼銀行が引落し銀行に対して支払う手数料である(図3を参照)。引落し銀行としては、これは顧客口座からの引落し業務に対する対価であり、また決済ビジネスの収益源となるものである。一方、こうした手数料は、依頼銀行にとってはコストとなるため、通常、受取人(自動引落しの依頼者)への手数料に含めるかたちで徴収される。そして、受取人(たとえば電力会社)では、この手数料を自らの商品・サービスの料金(たとえば電力料金)に上乗せするかたちで顧客に転嫁し、最終的には、消費者が負担することになるケースが多い。つまり、MIFは、「隠れたコスト」(hidden cost)として、明示されることなく手数

図3 インターチェンジ・フィーの仕組み



出所：筆者作成

32) しかし、フランスのSEPA国内委員会(フランス中央銀行とフランス銀行協会が共同議長)では、準備が不十分であることなどを理由に、2009年4月に、SDDの導入を2010年11月まで、1年間延期することを決定している。

33) 2002年7月から、1万2,500ユーロ以下の送金に対して導入され、2006年1月からは、規制の対象が5万ユーロ以下に拡大された。

料や利用料に含まれるかたちで、エンドユーザー（消費者、購入者）に転嫁されるのが一般的である。

このMIFについては、①国内での自動引落しについて、国によってMIFがある場合とない場合とがあり³⁴⁾、フィーの水準も国によって区々であること、②引落し銀行がMIFを一方的に決めており、依頼銀行が受取人への手数料を設定する上で競争制限的であるとして欧州委員会（特に反トラスト当局）が問題としていること³⁵⁾、等から、SDDについてEUレベルのMIFが認められるかどうかが懸念材料となってきた。

この点について、欧州委員会とECBでは、2008年9月に「MIFに関する指針³⁶⁾」を、2009年3月には「SDDに関する方針明確化のための共同声明³⁷⁾」を発出した。これによると、①国内取引（自動引落し）にMIFが存在する場合には、当面、この国内取引のフィーをSDD取引にも課すことができること、②ただし、このフィーを課すことができる期間は、SDDの導入から3年間（2009年11月1日～2012年10月末）の移行期間(transitional phase)に限ること、③この移行期間が終了した後は、このフィーは全面的に廃止されるべきこと³⁸⁾、等を銀行側(EPC)に対して求めている。

この案では、短期的には従来のビジネスモデルには影響がなく、銀行は、SDDの導入に向けて動きやすくなるものとされている。そして、移行期間中に、銀行側では、「1件

毎のMIF」(per transaction MIF)に代わる新たな長期的なビジネス・モデル³⁹⁾ (long-term business model)を構築すべきであるとされている。

5. SEPAカード・スキーム(SCF)

(1) SEPAカード・スキーム(SCF)の概要

① SEPAカード・スキームが目指すもの

「SEPAカード・スキーム」(SCF: SEPA Cards Framework)とは、ユーロ圏のカードの発行者、カード機関、カード決済の運営者などが従うべき諸原則のことを指す。EPCでは、前述のようにカードについては、新しい標準を作らないことにしたため、欧州決済協議会(EPC)が策定したカードの機能や安全性に関する諸原則が、「SEPAカード・スキーム」(SCF)と呼ばれている。

SCFが対象としているのは、「カード支払」(card payment)であり、具体的には、①デビットカードと、②クレジットカードの両方が含まれる。

EPCの設定したSCFの特徴は、以下のとおりである。

(a) カードの保有者(cardholder)は、ユーロ圏のどこにおいても(all over the euro area)、1枚のカードで支払ができるものとする(ただし、小売店側がそのカード・ブランドと契約していない場合は、この例外とする)。

34) フィーがある国において、フィーが廃止されると、引落し銀行は収入源を失うことになる。一方、フィーのない国にフィーが導入されると、依頼銀行では、新たなコスト要因となる。

35) 欧州委員会では、すでに国際ブランドのカード(VISAやMasterCard等)のMIFに関しては問題視しており、VISAやMasterCardに対して、クロスボーダーのMIFを引き下げるよう働きかけている。

36) "Commission and ECB support launch of pan-European SEPA Direct Debit; provide guidance to industry," September 2008

37) "Joint statement by the European Commission and the European Central Bank clarifying certain principles underlying a future SEPA direct debit (SDD) business model," March 2009

38) 国内取引およびクロスボーダー取引の両方について、また旧スキームの取引(legacy direct debit)およびSDD取引の両方について廃止されることとされている。

39) 欧州委員会・ECBでは、MIFが「1件毎」(per transaction)である点が問題であることを示唆しており、それ以外の方法による課金であれば認められる可能性があるものとみられる。また、異例取引(error transaction)については、ミス防止の観点から、MIFが認められるべきとしている。

- (b) カード保有者と小売店では、カードによる支払を、ユーロの全域において、共通で統一された方法により行うことができるものとする。
- (c) カード決済の処理業者（payment card processor）は、相互に競争し、サービスをユーロ圏全域に提供するものとする。カード決済のプロセシングは、競争的で、信頼性やコスト効率が高いものでなければならぬ。
- (d) EMV⁴⁰⁾ 標準に基づく IC カードを用いることによって、相互運用性を確保する。

EPC では、SEPA 送金（SCT）や SEPA 自動引落し（SDD）については、かなり詳細なルールブックまで策定しているのに対して、カードスキーム（SCF）については、上記のようにかなり一般的な原則（これを「high-level principles and rules」と呼んでいる）を示すに止まっており、これをいかに具体化するかについては、業界の検討に任せられるかたちとなっている。

② 従来の姿

これまでユーロ圏では、各国ごとに国内カードのスキーム（national card scheme）が運営されており⁴¹⁾、各国カードは、Visa や MasterCard などの国際ブランドとの「提携カード」（co-branded card）となっている。そして、そのカードがカードの発行国内で利用される場合には、国内ブランド（national brand）のスキームが、発行国外で使われると、国際ブランド（international brand）のスキームが用いられる仕組みとなっている。

このように、ユーロ圏内であっても、カードの国内利用と国際利用が二元化する体制と

なっている。また、カードのクロスボーダー利用については、国際ブランド 2 社（Visa と MasterCard）による事実上の独占（しばしば“duopoly”（複占）と呼ばれる）状態となっている。さらに、商店側の銀行（acquiring bank）がカード発行銀行（issuing bank）に支払う手数料である「インターチェンジ・フィー」（interchange fee）についても、国内カードと国際カードでは異なる状況となっている⁴²⁾。

SCF は、ユーロ圏の消費者が 1 枚のカードによって、ユーロ全域で支払ができるようにしようとするものである。また、そのカードがどの国で発行されたかに関わらず、ユーロ圏内ではどこでも利用できるようにすることを目指している。また、インターチェンジ・フィーについても、カードの発行国や利用国に関わらず、一定とすることを目指している（single interchange fee）。

③ SCF を実現する 3 つの方法

EPC では、SEPA カードスキーム（SCF）を実現する方法として、以下の 3 つのオプションを挙げている。

(a) オプション 1

各国の国内カードのスキームを廃止し、1 つの国際カードのスキーム（SCF に適合したもの）に置き換える。

(b) オプション 2

国内カード同士が「提携」（alliance）を行う、またはある国内カードがユーロ圏全域にサービスを「拡大」（expansion）する。提携の場合には、相互に相手のカード・ブランドを受け入れることに合意する必要がある。また、国内カードの拡張の場合には、あるカード・ブランドがユーロ圏のいずれの国の銀行・商店によっても発行・受入れられるよう

40) EMV (Europay, MasterCard, Visa) は、IC カードに関する国際標準である。

41) フランスの Cartes Bancaires、ドイツの electronic cash、イタリアの COGEBA など。なお、スペインでは 3 つの国内カード・スキームが運営されている。

42) 国際カードは、一般的に、国内カードよりもインターチェンジ・フィーが高い。

にする必要がある。

(c) オプション3

国内ブランドと国際ブランドとの「提携カード」とし（現状と同じ）、両方のスキームがSCF対応を行う。

(2) SEPAカードスキーム(SCF)の導入に向けた動き

① ECBのスタンス

ECBでは、2006年11月に「SEPAカード・スキームに対するユーロシステムの見解」を公表した。この中でECBでは、上記の3つのオプションのうち、オプション¹⁴³⁾およびオプション³⁴⁴⁾はともに好ましくなく、オプション2によって、少なくとも1つ以上のユーロ圏全域を対象とするデビットカードの「欧州カード・スキーム」(European card scheme)を構築することが望ましいとの立場を表明した。

そして、「第5次プログレス・レポート」(2007年7月)においては、欧州カード・スキームを構築する手段として、EPCが示した①既存の各国スキームの「提携」(alliance)と②個別国のスキームのユーロ圏全域への「拡大」(expansion)のほかに、③「新スキームの構築」(new scheme)という新たな選択肢を挙げ、その中でも、新たなスキームの構築(③)が最も容易で低コストであるとして推奨するスタンスを明確化した。そして、この新しいデビットカードの欧州スキームが、カードの①ユーロ域内の利用(domestic service)と、②ユーロ域外での利用(international service)、の2つのサービスを提供すべきであるとしている。

② カード業界の動き

上記のようなECBの要請等に対応した

EUのカード業界の動きとしては、①「欧州カード・スキーム同盟」(EAPS)、②モネ・プロジェクト、③ペイフェア、の3つがある。

(a) 欧州カード・スキーム同盟(EAPS)

「欧州カード・スキーム同盟」(EAPS: Euro Alliance of Payment Schemes)は、複数国のカード・スキームが提携することによって、共同で欧州カード・スキームを構築しようとするものである。

2007年11月に、欧州の6つのカード決済スキームが共同でEAPSを設立し、ブリュッセルに非営利の会社組織を設立している。上記の類型で言うと、各国スキームの「提携」(alliance)にあたるものである。

EAPSでは、統一的なルール(business ruleとoperational ruleの両方)に基づいて、各国のデビットカード・スキーム間の提携を行うことによって、汎欧州のカードネットワーク(pan-European card network)を構築することを目指している。各国スキーム間のバイラテラルな「連結」(interlinking)によって統一的なネットワークを実現しようとするものである。EAPSでは、「共通ロゴ」(common acceptance logo)を策定して、EAPSの加盟カードがEU全域にわたり共通で使えるようにすることを目指している。

EAPSに参加しているのは、ドイツ、英国、

表1 EAPSに加盟しているカード・スキーム

国	カード・スキーム
ドイツ	ZKA
英國	LINK
イタリア	Consorzio Bancomat
ベルギー	Eufiserv
スペイン	Euro 6000
ポルトガル	SIBS

出所:EAPS

43) オプション1については、VisaとMasterCardの2社による寡占状態を招き、フィーの引上げにつながる懸念がある（それはSEPAの理念に反する）こと等を指摘している。

44) オプション3については、結果的に、現状の分立したカード市場を存続させることにつながり、SEPAの目標である「統合された市場」にはならないとして、否定的な見方を示している。

イタリア、ベルギー、スペイン、ポルトガルの6つのカード・スキームである（表1を参照）。EAPSでは、他のカード・スキームの参加も歓迎するとしているが、バイラテラルの提携戦略に対しては、複雑すぎてコストが高いとして敬遠する先もあり、EAPSへの参加を断るカード・スキームもみられている。EAPSが、多くの参加先を得て、真の「欧州カード・スキーム」となるかどうかについては、さらに見極めが必要である。

(b) モネ・プロジェクト

一方、ECBの呼びかけに応じるかたちで、新たなカード・スキームの構築を目指すものとして、ドイツとフランスの銀行による「モネ・プロジェクト」(Monnet project)がある。これは、独・仏の大手銀行⁴⁵⁾が、EU全域で利用できる新たなデビット・カードの仕組み（new European debit card scheme）を設立しようとするものである。

同プロジェクトは、①既存のスキームの提携（alliance）ではなく、まったく新たなスキームの構築（new scheme）を目指している点、②ドイツとフランス勢を中心となっている点、などが特徴となっている。同プロジェクトでは、2009年10月にも正式に組織を立ち上げる予定である。

(c) ペイフェア

「ペイフェア」(Payfair)は、小売業が主体（merchant-oriented）となって、新たなデビットカードのスキームを構築しようとするプロジェクトである。スイス法人として運営会社（Payfair International）が設立されており、取引の処理業者（processor）としてはベルギーの会社（European Payment Solutions NV-SA）が指名されている。システムの構築を終えて、2009年4～5月にかけ

て、パイロット・テストを行った段階にある。同社では、当初は、ベルギー国内での小売店の加盟開拓を中心に行うものとしている。ペイフェアは、各当事者間のフィーの透明性が高い点を強調しており、SEPAカードスキームに対応した（SCF compliant）スキームであるとしている。また、銀行が中心的な存在として参加しておらず、小売業主体のプロジェクト（retailer oriented project）である点が特徴となっている。

このように、現状ではいくつかのプロジェクトが並走している段階にあり、SEPAカードスキーム（SCF）が具体的にどのような形をとっていくかについては、未だ予断を許さない状況にある。

6. 決済インフラの対応

SEPA送金（SCT）とSEPA自動引落し（SDD）を取り扱う銀行間の決済インフラにおいても、SEPAに向けた対応が進んでいる。ユーロ圏の殆どのACHは既にSCTによる送金が可能となっており、「SEPA準拠」（SEPA-compliant）とされている⁴⁶⁾。ECBでは、決済インフラがSEPA準拠であることを確認するための「4つのクライティア⁴⁷⁾」を定めており、また、クライティアごとの詳細な確認質問集⁴⁸⁾を発出している。

SEPAへの対応としては、当初、欧州全域を対象として決済を行うACHである「汎欧洲ACH」(PEACH)を設立する（あるいは国内ACHをPEACH化する）ことにより、そこに決済フローを集約化していくことが望ましいものとされた⁴⁹⁾。その後、これだけでは不十分でのあるとの見方が広がり、EU

45) ドイツ銀行、ソシエテ・ジェネラル、BNPパリバ銀行などの有力行が参加している。

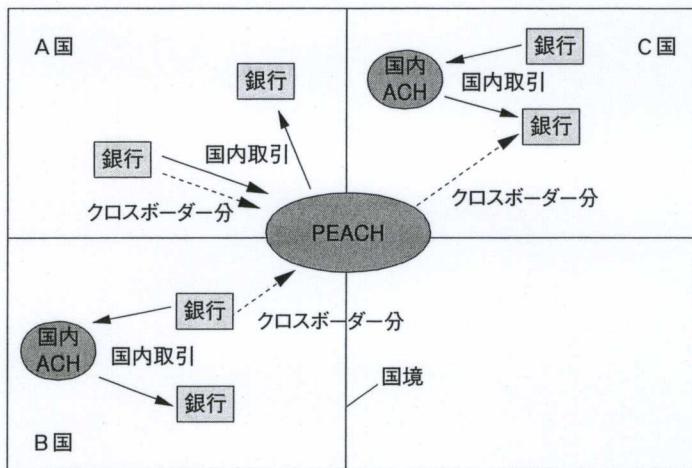
46) ただし、前述のようにあまり使われていない。

47) ①SEPAに基づく決済メッセージの処理可能性（processing capability）、②決済インフラ間の相互運用性（interoperability）、③銀行への到達可能性（reachability）、④銀行のインフラ選択可能性（choice for banks）の4つ。

これらは、「第5次プログレス・レポート」(2007年7月)の中で明らかにされた。

48) “Terms of reference for the SEPA-compliance of infrastructures,” April 2008, ECB

図4 汎欧洲 ACH (PEACH) のコンセプト



出所：ECB [2001] をもとに筆者作成

各国の ACH を相互にリンクする構想が目指されることとなった。

現状では、PEACH 構想と ACH 間リンク構想の 2 つのコンセプトが同時並行するかたちで、決済インフラの対応が進められている⁴⁹⁾。

(1) PEACH 構想

「汎欧洲 ACH」(PEACH : Pan-European Automated Clearing House) は、個別国から中立 (country neutral) な組織として、主としてクロスボーダーの送金 (および自動引落し) を処理する小口決済システム (ACH) である。PEACH は、SEPA 各国からアクセス可能 (SEPA-wide reachability) であり、SCT と SDD の両方を取り扱うものとされている。

当初は、クロスボーダー分のみが PEACH

を通じて処理され、国内取引については、既存の「国内 ACH」(domestic ACH または local ACH) で処理されることが想定されている (図4 の B 国のケース)。ただし、将来的には、個別行レベルまたは各国の銀行業界レベルで、国内取引についても PEACH にシフトしていくことが期待されている (図4 の A 国のケース)。

PEACH としては、EBA (ユーロ銀行協会) が運営する「STEP 2」がある。STEP 2 は、件数の多い小口決済 (bulk payment⁵¹⁾) の決済を行う小口決済システムであり、SEPA に対応した SCT サービスを提供している。また、SDD サービスにも対応の予定である。STEP 2 は、2003年に稼動を開始し、主としてクロスボーダーのユーロ送金を取り扱っており、同年に EPC から初の PEACH としての認定を受けている⁵²⁾。

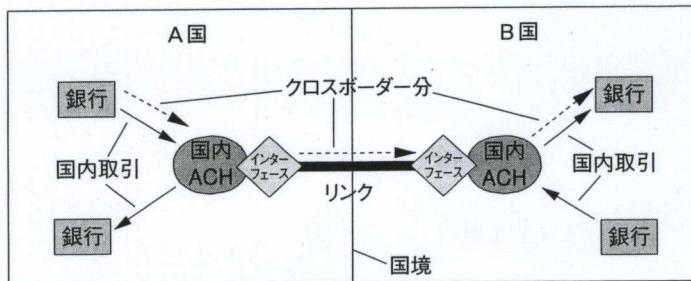
49) "PEACH/CSM Framework," 2006, EPC

50) なお、各国の決済インフラが SEPA 対応を進める中で、異なるビジネスモデルが出てきている。まず、SEPA 対応の基本的な決済メッセージ (core SEPA payment) のみを取り扱う小口決済システムは「ナロー ACH」(narrow ACH) と呼ばれる。一方、SEPA 対応の基本メッセージのほかに、各種の追加サービスを提供する先は「ワイド ACH」と呼ばれている。

「追加サービス」(AOS : Additional Optional Services) の例としては、銀行の顧客が電子的な請求情報などを決済メッセージとともに受け取ることができる「電子インボイス」(e-invoicing) や、企業や公的機関が支払を受けた場合には、請求データに対して自動的な消し込みを行う「電子照合」(e-reconciliation) などが挙げられている。ただし、各国でそれぞれ別々のオプション・サービスが導入されると、結局は市場の分断状況が続くことになりかねない。このため ECB では、不整合な追加サービスの導入に対しては警鐘を鳴らしている。

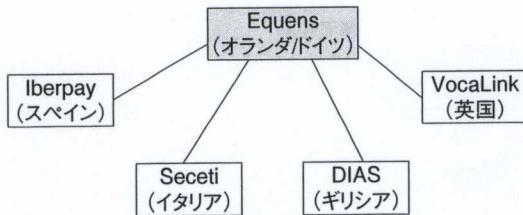
51) 給与振込みのように、送金人の口座から送金額を一括して引落し (one debit to the originator's account)、それを多数の受取人の口座に入金する (multiple credit to the different beneficiaries) 形の送金のこと。

図5 ACH間リンクのコンセプト



出所：ECB [2001] をもとに筆者作成

図6 Equensを中心とするバイラテラル・リンク



出所：Equens 資料をもとに筆者作成

STEP 2には、EU メンバー国などから114行が直接参加行となっているほか、約4,000行が直接参加行を通じて決済を行うことができる間接参加行となっている⁵³⁾。STEP 2を通じて、SEPA 対象国である31カ国のすべての銀行にアクセスすることができる。また、ルクセンブルクの銀行業界とイタリアの銀行の一部では、国内取引の決済にも STEP 2を利用するようになっている。

(2) ACH間のリンク構想

2005年ごろから、各国のACHでは、PEACH化を目指すのではなく、各国のACHをSCTに適合化（SCT scheme-compliant）させたうえで、相互にリンクを行ってクロスボーダー取引を処理する方向を考えるようになった（図5を参照）。

そのための組織として、2006年9月に「欧洲ACH協会」（EACHA：European Automated Clearing House Association）が設立

された。EACHAには、16カ国から19のACHが参加している。

EACHAでは、2007年に「相互接続のための技術的なフレームワーク」（Technical Interoperability Framework）を作成し、それに基づいて、Equens（オランダ／ドイツ）、Iberpay（スペイン）、Seceti（イタリア）、DIAS（ギリシア）、VocaLink（英国）の5つのACHの間でバイラテラルのリンクが構築されている。これらのリンクは、Equensを中心とする「ハブ＆スポーク型」となっている（図6を参照）。

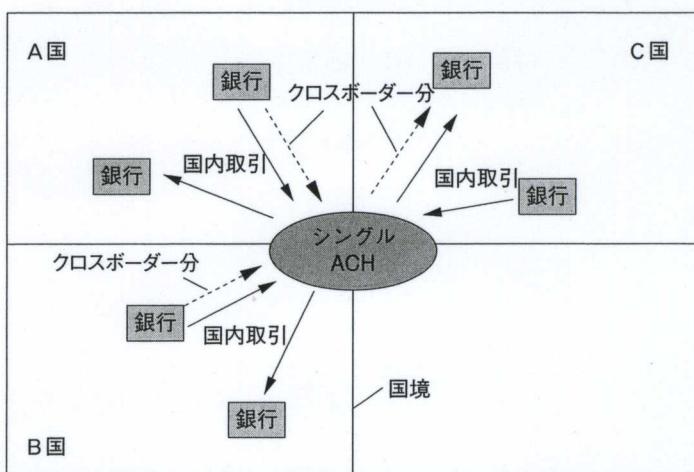
これらのリンクでは、送金側のACHが送金銀行から資金を受取り、受取側のACHの「クリアリング口座」に入金する。受取側のACHでは、これを国内の受取銀行に配分する仕組みである。

ただし、こうしたリンクにより、クロスボーダーの送金の取り扱いができるのは、今のところ5つの国の相互間に限られており、

52) PEACHとしての認定を受けているのは、現在までのところ、STEP 2のみである。

53) EPCとの間でSCTの確認書にサインを行った銀行のうち、98%がSTEP 2を通じてアクセス可能となっている。

図7 シングル ACH 構想のコンセプト



出所：ECB [2001] をもとに筆者作成

さらにリンクの数を増やさない限り、ユーロ圏全域を対象とした抜本的な解決策にはなりえないとの限界がある。

(3) 究極の姿

1つの通貨圏には、通常、1つの小口決済システム（ACH）があれば十分である。たとえば、わが国の場合には、「全銀システム」に殆どすべての金融機関が参加しており、どの金融機関からどの先にでも送金ができる形となっている。欧州の場合にも、殆どの国でACHは1つに集約化されてきている。

こうした1カ国の形態を「ユーロ圏」に拡大して考えると、ユーロ圏に1つのACHがあり、それがユーロ圏におけるすべての国内取引、クロスボーダー取引をまとめて取り扱うのが最も効率的な姿であるものと考えられる。こうした考え方を「シングル ACH 構想」(Single ACH concept) と呼んでいる（図7を参照）。シングル ACH が実現すれば、国内取引とクロスボーダー取引を同一に取り扱うという SEPA の目的が、極めて完全な形で達成されることになる。また、ボリューム効果から小口決済のコストが低下するうえ、銀行でも複数のスキームに対応する必要がな

くなるなど、メリットは大きく、理想的な形での統合となる。

ただし、シングル ACH を実現するためには、欧州各国にある既存の ACH をすべて廃止するという大手術が必要であり、政治的・国民感情的には、なかなか実現は困難であるものとみられる。当面の間は、PEACH である STEP 2への決済フローの集約化と、各国 ACH 間のリンクを進めることにより、徐々に小口決済インフラの統合を進めていくこととなろう。

参考までに、大口決済インフラの統合過程をみると、まず各国の決済システムをリンクした分散型のかたちで TARGET を導入したうえで、最終的には、单一プラットフォームにより中央集権化した TARGET 2へと結び付けている⁵⁴⁾。このように欧州の金融統合では、まず統合に向けた一般原則を策定したうえで、徐々に反対論を抑えてコンセンサスを形成し、時間をかけて最終形に持っていくというアプローチが取られている。小口決済についても、より時間はかかるものの、将来的には、同じような形でシングル ACH 化の方向が目指されていく可能性が高いものとみられる。

54) 分散型の TARGET から单一プラットフォームへの移行にあたっては、これまで独自に運営してきた決済システムが不要となる各国中央銀行からは、当初、強い反対論があった。

ちなみに証券決済については、民間レベルでの統合が遅々として進まなかつたことから、ECB が、自ら証券決済インフラの統合を行う「T2S プロジェクト」(TARGET 2-Securities) に乗り出している⁵⁵⁾。小口決済においても、民間レベルでの対応がなかなか進まない場合には、同様にして、ECB がより主体的に統合に乗り出す可能性も強ち否定できないものと思われる。

7. SEPA 実現に向けた課題

前述のように、SEPA プロジェクトは、様々な要因から難航しており、必ずしも計画通りに順調に行っているとは言い難い状況にある。今後、SEPA の本格的な実現に向けて、プロジェクトを推進していくためには、以下のような対応が必要であるものとみられる。

(1) 旧スキームの廃止時期の設定

現在の SEPA のアプローチでは、各国における既存のスキーム（送金、自動引落し）を存続させつつ、SEPA の新スキーム（SEPA 送金、SEPA 自動引落し）を導入しているため、新旧両方のスキームが同時並行的に運用される形（dual processing）となっている。

しかし、長期にわたって 2 つのスキームを同時に運用し、そのメンテナンス等を行っていくことは、銀行界や銀行の顧客（企業、公的機関等）にとって非効率であり、コスト高の要因となる。また、国内の旧スキーム（legacy payments）を温存すると、国内取引は、従来どおり旧スキームで行われる一方、新スキーム（SEPA instruments）は、クロスボーダー取引のみに利用されるといった使い分けの形に陥る可能性がある。こうした内外分離の形態は、「ミニ SEPA シナリオ」（mini-SEPA scenario）と呼ばれ、ECB では

受け入れられない事態（unacceptable result）として警戒している。

こうした事態を避けるためには、何よりも「旧スキームの廃止時期」（deadline）を定めることが肝要であるものとみられる。つまり、何らかの方法により、新スキームの利用を義務付ける一方、旧スキームについては運用の終了日を設定し、関係者に周知することが必要である。また、業界のコスト負担を抑えるためには、新旧スキームの共存期間（SEPA co-existence）をなるべく短期間にすることが望ましい。

こうした旧スキームの廃止時期の定め方については、①これまでのように銀行業界の自主規制として行う方法のほかに、②EU レベルの指令（directive）による方法、③国内法による義務付け、④ECB の規制による方法、などが考えられる。いずれにしても、新スキーム（SCT と SDD）のみが利用可能となる時期を明確にしない限り、幅広い関係者が本気で SEPA 導入に取り組むことは難しいものとみられる。

旧スキームの廃止に向けては、2009 年 3 月に、欧州議会が「2012 年末より前の期日に法的拘束力のある廃止時期（binding end-date）を設定すること」を求める決議（resolution）を採択している。また、ECB の Tumpel-Gugerell 理事も、2009 年 3 月に、旧スキームの終了日（migration end date）の設定を求めるスピーチを行っている（Gertrude Tumpel-Gugerell [2009]）。こうした動きを受けて、欧州委員会では、2009 年 8 月 3 日を期限として、旧スキームの廃止時期を設定すべきかどうかと、デッドラインの設定方法について、関係者からのパブリック・コメントを求めており、旧スキームの廃止期日の設定に向けての当局の動きがここにきて活発化している。旧スキームの廃止時期が明示されれば、新スキーム（SCT、SDD）の採

55) 詳細は、中島真志「欧州中央銀行の進める証券決済インフラ統合の動き」（『麗澤経済研究』第 16 卷 1 号、2008 年 3 月）を参照のこと。

用に向けた機運が一気に加速する可能性も考えられよう。

(2) 銀行側の対応

SEPA 対応において、中心的な役割を果たすのは、やはり「SEPA サービスの提供者」(SEPA provider) である銀行セクターである。しかし、SEPA 送金 (SCT) への対応についてみても、上述のように、中小銀行を中心に、システム的な対応が十分でない面がみられている。また、企業サイドからは、銀行側からの SEPA に関する情報提供が十分でないとの声が聞かれている。

銀行サイドとしては、システム的な対応を整えたうえで、顧客に対して、SEPA に準拠したサービス・メニューや情報を提示して、企業等の利用を働きかけていくことが、SEPA の普及を進めていくうえでは不可欠とみられる。

また、プロジェクトの中心的な存在である EPC では、ゴールや中間目標 (milestone) を示しつつ、適切なプロジェクト管理を行っていくことが必要である。

(3) 関係者の幅広い関与

SEPA を実現するためには、銀行側の努力だけでは不十分であり、企業、公的機関、小売店、個人など、SEPA サービスのエンド・ユーザー（「SEPA user」と呼ばれる）の対応も重要になる。たとえば、銀行や決済インフラが SEPA 送金 (SCT) や SEPA 自動引落し (SDD) のスキームを用意しても、利用者がそれを利用しなければ意味を持たないことになる。SEPA プロジェクトに、こうした主体も巻き込んで、幅広い関係者が SEPA に対する準備を進める体制にしていくことが必要であろう。最近のアンケート調査（「SEPA Survey 2008」）をみても、企業や公的機関の準備の遅れが顕著となっている⁵⁶⁾。

最近では、EPC が「SEPA 利用者フォーラム」(Customer Stakeholder Forum) を開催するなど、改善に向けた動きもみられているが、EPC がもともと銀行業界の組織であることもあって、全般的に関係者の巻き込みは不十分であるとされている。2009年7月には、SEPA のエンドユーザーの団体である「EUC」(End-Users Committee) が、SEPA のガバナンス構成にエンドユーザーの代表を入れること等を求めるレポートを公表しているところである（EUC 「2009」）。

8. おわりに

SEPA の構築は、2010年が到達目標とされているが、それまでに完全な姿の SEPA が達成できるとの見方は少なく、息の長いプロジェクトになりそうである。

次の節目となるのが、SEPA 自動引落し (SDD) の導入であり、予定通りに2009年11月に導入され、また普及が進んでいくかどうかが、プロジェクトの進展にとっての鍵となる。SDD については、インターチェンジ・フィーの問題や、決済サービス指令 (PSD) の国内法化の進展状況とも絡んで、状況は不透明である。

また、SEPA プロジェクトを進めていく中で、各国の小口決済システム (ACH) がどのような形で統合化され、あるいは淘汰されていくのかも注目に値する。大口資金決済システム、証券決済システムに次ぐ3つ目の分野の決済インフラの統合であり、複数の戦略のうち、どちらが主流となっていくのかが注目される。

SEPA は、銀行界だけの課題ではなく、その影響は、企業や公的機関、個人などに広く及ぶ一大プロジェクトである。その成否は、ユーロ圏の競争力にも影響を及ぼすものである。また、こうしたプロジェクトを推進して

56) SEPA についてよく知っているという先（企業・公的機関）が84%ながら、SEPA 対応のチームを作っていない先が79%、SEPA に対する方針を策定していない先が80%を占めている。

單一ユーロ決済圏（SEPA）の形成に関する一考察

いる欧州委員会やユーロシステム（ECBが中心）が、今後、実現に向けてどのようなアクションをとっていくかについても注目していく必要があろう。

「SEPAが現実のものとなる」（Making SEPA a Reality）ためには、まだ乗り越えるべき課題が多いものと言えよう。

（麗澤大学教授）

参考文献

- 夏村徳彦「欧州の小口決済に関する一考察—SEPA（単一ユーロ決済圏）の影響」、明治大学大学院・経済学研究論集、2007年度
吉村昭彦・白神猛「欧州における決済サービスの新たな法的枠組み—決済サービス指令の概要ー」、日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ2008-J-24、2008年12月
Capgemini, ABN AMRO and EFMA, "World Payments Report 2007," September 2007
Capgemini, ABN AMRO and EFMA, "World Payments Report 2008," September 2008
ECB, "Improving cross-border retail payment services-The Eurosystem's view," September 1999
ECB, "Improving cross-border retail payment services-Progress report," September 2000
ECB, "Towards an integrated infrastructure for credit transfers in euro," November 2001
ECB, "Towards a Single Euro Payments Area-(2 nd) Progress Report," June 2003

- ECB, "Towards a Single Euro Payments Area-Third Progress Report," December 2004
ECB, "Towards a Single Euro Payments Area: Objectives and Deadlines-Fourth Progress Report," February 2006
ECB, "Single Euro Payments Area (SEPA) from Concept to Reality-Fifth Progress Report," July 2007
ECB, "Single Euro Payments Area-Sixth Progress Report," November 2008
ECB, "Information Brochure: SEPA," November 2006
ECB, "The Eurosystem's view on a SEPA for cards," November 2006
ECB, "Terms of reference for the SEPA-compliance of infrastructures," April 2008
ECB, "Euroland-Our Single Payment Area," May 2002
EPC, "Making SEPA a Reality," January 2009
EPC, "Shortcut to the SEPA Credit Transfer Scheme," January 2009
EPC, "Shortcut to the SEPA Direct Debit Schemes," January 2009
Gertrude Tumpel-Gugerell, "The Quest for the Holy Grail? -European Financial Integration: Achievements and Hurdles," 16 March 2009
Gertrude Tumpel-Gugerell, "Do you SEPA? The ECB's point of view," October 2008
Payment System End-Users Committee (EUC), "Position Paper on SEPA Direct Debit," July 2009

Summary

Fundamental Considerations for the Single Euro Payments Area: SEPA

Masashi Nakajima

The Single Euro Payments Area (SEPA) is an area in which consumers, companies and other economic actors will be able to make and receive payments in euro, whether within or between national boundaries, under the same basic conditions, rights and obligations, regardless of their location. The SEPA aims to foster European integration via a competitive and innovative retail payments market in the euro area.

The SEPA is a grand project involving 31 countries. It should also be mentioned that the SEPA will have an impact not only on banking industry but also on corporates, public administrations, merchants and consumers. The SEPA is made of three components, namely, SEPA Credit Transfer (SCT), SEPA Direct Debit (SDD), and SEPA Card Framework. The main actors in the SEPA project are European Commission, Eurosystem, and European Payments Council (EPC). The target date of the SEPA is the end of 2010.

This paper investigates the recent situation of these three components of the SEPA. The payment infrastructures' reaction to the SEPA is also discussed. The infrastructures, which are fragmented at European level, should have to be capable of handling the critical mass of euro payments in the SEPA format. In addition, the remaining issues for implementation and migration towards the SEPA are discussed.

(受付 平成21年7月14日)
(校了 平成21年8月24日)